破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４４０６号
東京都文京区水道１丁目２番６号　タトルビル
破産者　マミートーク株式会社
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５７０号
東京都江東区亀戸２―26―10、住民票上の住所広島県呉市宝町２―24―1004
破産者　塩見　信孝
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８７８号
広島県広島市東区上大須賀町９番14号
破産者　株式会社塩見ホールディングス
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３２号
札幌市白石区北郷４条７丁目４番34号
破産者　株式会社エヌ・ワン・システム
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０３号
北海道旭川市末広５条10丁目１番12号
破産者　有限会社太恒建設
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５６３８号
東京都江戸川区中央１丁目22番14号
破産者　株式会社三幸建設
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６４号
東京都立川市上砂町３丁目３番地の２
破産者　株式会社ヒラソル工業
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３６５号
東京都国分寺市本多１丁目３番４号国分寺コーポ202
破産者　井上　直人
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９７号
東京都八王子市南大沢３丁目４番地１―302
破産者　高山美奈子
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４５号
横浜市緑区長津田みなみ台６丁目16番地３
破産者　株式会社みずほ建設
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３７号
静岡市葵区東千代田３丁目７番16号
破産者　Ｎ．Ｓ．Ｄコンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６９号
名古屋市中川区中島新町２丁目717番地
破産者　ＴＰＣ有限会社
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８３号
京都市山科区勧修寺福岡町267番地１
破産者　有限会社藤原鈑金工業所
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
北海道旭川市６条通22丁目17番地の41
破産者　株式会社グルメフーズかつみや
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８７号
千葉県香取郡多古町高津原1283番地の４
破産者　株式会社菅澤土木
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１９６号
鳥取県米子市長砂町783番地
破産者　有限会社アルミ建築リフォーム
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第６４８号
岡山市中区[illegible]東町１丁目14番46号ハートピア７番館101号
破産者　坂本　晋一
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６号
山口県長門市東深川911番地
破産者　有限会社野尻酒舗
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第３２号
熊本県八代市鼠蔵町280番地の８
破産者　有限会社末永興産
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第５５号
熊本県天草市久玉町1518番地の５
破産者　平野水産有限会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第５６号
熊本県天草市久玉町1518番地５
破産者　平野　　光
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第１４号
熊本県天草市牛深町2368番地
破産者　宮﨑　忠愛
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部